

基本的事項

1 計画の目的及び位置付け

- 大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県が対応すべき基本的事項を定める
- 福島県廃棄物処理計画及び福島県地域防災計画に基づき、災害廃棄物対策指針(環境省)、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画(災害等廃棄物対策東北ブロック協議会)及び市町村の地域防災計画等と整合を図る
- 災害発生時において、被害状況を踏まえ、必要に応じて、本計画に基づく県災害廃棄物処理実行計画を策定する

2 対象とする災害と災害廃棄物等

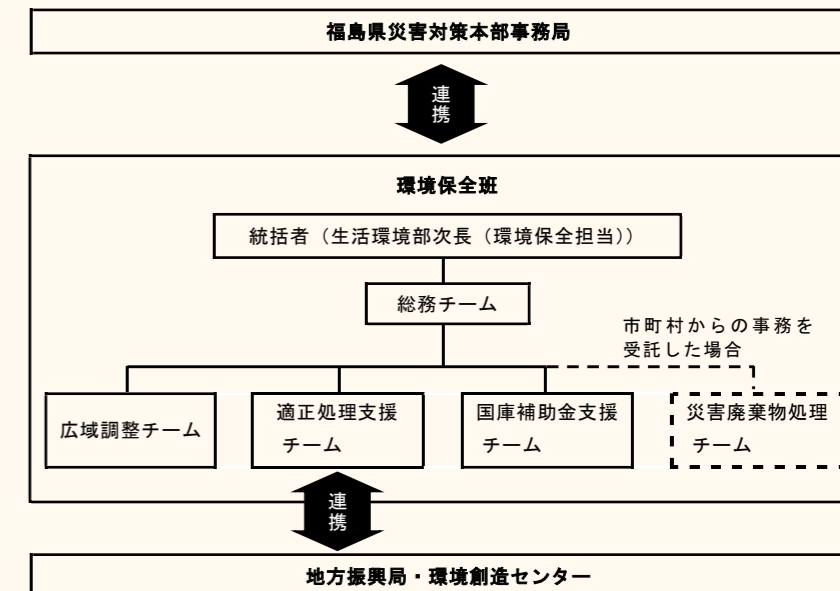
- 地震・津波災害、前線の停滞による豪雨や台風による風水害などの自然災害で発生した災害廃棄物(片付けごみ、家屋解体廃棄物など)
- 一般廃棄物処理施設が被災し、処理できなくなった生活ごみ、避難所ごみなど

3 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 県の役割
 - ①市町村自らが所有する一般廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合、県が市町村からの要請を受けた場合には、非常災害時の応援協定を締結している民間事業者団体や県内の他市町村等に協力を要請する
 - ②市町村から支援要請がない場合であっても、被災状況等を踏まえて市町村のニーズを収集し、積極的に支援する
 - ③市町村の一般廃棄物処理施設が被災し、長期間使用が困難と見込まれる場合は、生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、優先的に広域処理の調整を進める
- 処理期間
地震・津波災害は3年以内、風水害は1年以内の処理完了を目途とする
※ただし、被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえて適切に設定する

災害廃棄物処理に係る組織体制

- 災害対策本部を設置した場合、災害対策本部事務局の下部組織として環境保全班を設置し、地方振興局、環境創造センターと連携しながら、災害廃棄物処理に対応する



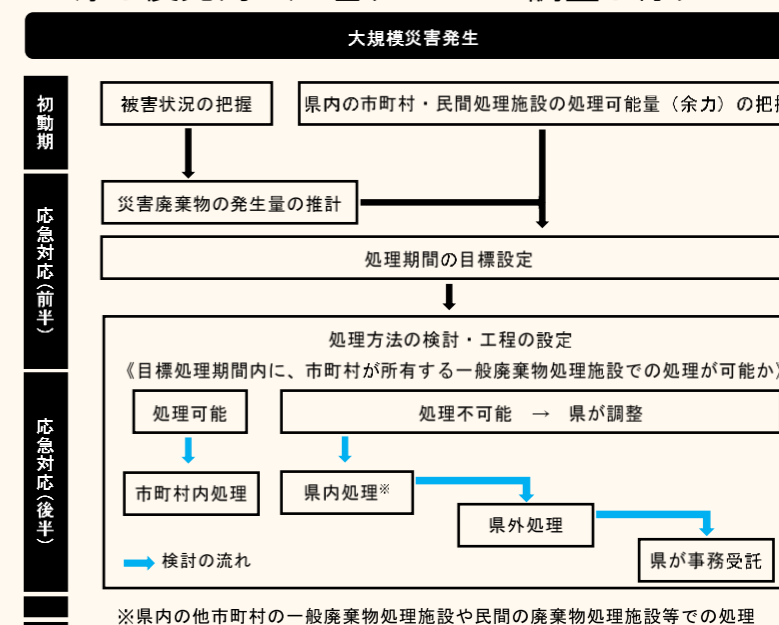
支援・連携体制

1 災害廃棄物等処理の支援体制

- 市町村自らが所有する一般廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合、市町村の要請を受け、広域的な処理体制を構築する
- 市町村の一般廃棄物処理施設が被災し、長期間使用困難の見込みとなった場合、速やかに当該市町村の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う

2 関係機関との連携

- 災害対策本部、関係団体との連絡調整、市町村への支援、国へ協力を要請する
- 市町村で処理が困難となった場合に加え、他の都道府県から支援要請があった場合、災害廃棄物の受入施設等の調整を行う



災害の発生に備えた取組

1 災害廃棄物処理計画の策定等

- 市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計値、仮置場の必要面積などの基礎データの提供、処理計画のひな形の提示、説明会の開催などにより計画策定を支援する
- 市町村の処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況を定期的に把握し、助言する

2 災害廃棄物処理に関する応援協定の締結

- 市町村(一部事務組合を含む)間における災害廃棄物処理に関する応援協定の締結に向けて支援する
- 市町村と民間事業者団体等との応援協定の締結を支援する

3 一般廃棄物処理施設の災害対策

- 一般廃棄物処理施設の更新の機会を捉えて、施設の耐震化、浸水対策、大量に発生する災害廃棄物処理を想定した処理能力の確保などにつき助言する
- 非常災害に備えた非常用発電設備等の整備、燃料や薬剤等の資機材の確保などにつき助言する

4 関係機関との調整

- 国、市町村、協定を締結している民間事業者団体等との連絡体制や支援・連携の内容、処理施設の余力の状況等を確認する
- 市町村の応援協定の締結状況を把握し、平常時からバランスのとれた広域的な相互協力体制を整備する

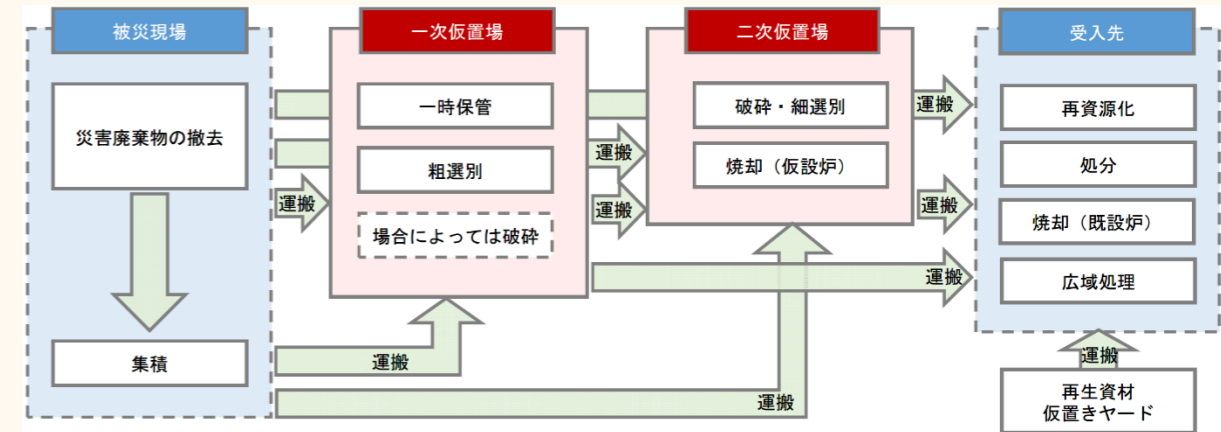
5 職員の教育訓練等

- 国と連携し、県、市町村及び協定を締結している民間事業者団体等の職員を対象とした定期的な研修・訓練により災害廃棄物処理に精通した人材を育成する

災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理の概要

- 災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場に搬入し、粗選別等を行った後、必要に応じて二次仮置場に搬入し破碎・選別等の処理を行った後、廃棄物の種類や性状に応じて、再生利用、中間処理、最終処分などの受入先に搬出することになる
- 県は、市町村が行う災害廃棄物処理が適正、かつ、円滑に行えるよう助言する



2 災害廃棄物発生量の推計

- 災害の種類、建物被害状況等を踏まえ、県及び市町村等の役割分担の下、災害発生後速やかに推計を行う

災害廃棄物処理の進捗管理等

1 災害廃棄物処理方針、災害廃棄物処理実行計画の策定

- 大規模災害が発生した場合は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理の基本的な考え方を定め、その後、必要に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する

2 災害廃棄物処理実行計画等の進捗管理

- 市町村が策定した災害廃棄物処理実行計画等の進捗状況を把握し、必要な支援・助言を実施する